

練馬区学校徴収金着服事件調査委員会報告書

練馬区学校徴収金着服事件調査委員会

平成28年8月

1 はじめに

平成 28 年 5 月に、練馬区立石神井南中学校および関町小学校において、区の非常勤職員である学校事務補助員が学校徴収金（教材費および給食費）を着服していたことが判明した。本件は、平成 25 年に発生した学校事務補助員による学校徴収金（給食費）着服事件の反省を踏まえ、学校徴収金の管理体制改善の取組を進めてきたにもかかわらず、再び起きた事件である。これまでの教育委員会における取組は不十分であったとの指摘は免れない。

本委員会は、平成 28 年 7 月 7 日に、会計に関する有識者等の参画のもと、事件に係る事実調査および原因分析と再発防止策の検討を行うため設置された。委員会では、教育委員会が調査した結果を確認し、学校に勤務する学校事務職員へのヒアリングを行うとともに、一部委員による当該校への視察により把握した情報等に基づき、原因を分析し再発防止策について議論を重ねた。

2 着服事件の概要

教育委員会からは、着服事件について以下のように報告を受けた。

元教育委員会非常勤職員（以下、「本人」とする。）は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 14 日まで、練馬区立石神井南中学校および練馬区立関町小学校において、学校事務に従事し、教材費および給食費における会計を担当していた。本人は、石神井南中学校在職中である平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、同校の総合口座に入金された教材費および給食費を、各学年用の口座に移し替える際等に、自己の用途に充てるため複数回にわたり着服した。各口座は振替口座であるため預金通帳はない。その後、金融機関から送付される振替受払通知票の口座残高の金額などを改ざんし、着服した事実を隠蔽した。また、平成 28 年 4 月から配属された関町小学校において、これまで本人が着服を行ったことで残高不足となり平成 28 年 2 月分および 3 月分の石神井南中学校の給食費が支払えない状況となったため、関町小学校の給食費口座から着服し、石神井南中学校の給食費に補填した。関町小学校の給食費口座から引き出す際は、校長印（公印）を無断で押印した引き出し用の伝票を作成し、当該口座から現金を引き出した。着服した金額は、主にパチンコなどの遊興費に費消した。被害額は 7,170,229 円である。

3 平成 25 年度以降実施した学校徴収金管理体制改善の主な取組

平成 25 年に発生した学校事務補助員による学校徴収金(給食費)着服事件を受け、教育委員会では、練馬区立学校徴収金取扱要綱を改正し、学校徴収金取扱の手引き(改訂版)を作成し各学校に送付した。各学校における主な取組内容は以下のとおりである。

(1) 学校における徴収金事務のチェック体制の構築

校長、副校長、担当教職員の役割分担を明確化

(2) 金銭出納簿と預金通帳(振替受払通知票)の現在高の照合・確認

校長、副校長による、毎月末の金銭出納簿と預金通帳(振替受払通知票)の現在高の照合・確認の実施

(3) チェックシートによる点検と教育委員会への報告

管理状況を点検するチェックシートを定め、チェックシートを用いて毎月点検を行い、4 半期ごとに教育委員会へ報告

一方、教育委員会では、学校から提出されたチェックシートを確認するとともに、毎年概ね 20 校を対象に実施している学校経理事務等実地調査において学校徴収金の管理状況を公金の管理状況とあわせて点検することとした。

4 当該校の状況

(1) 石神井南中学校

石神井南中学校では、学年ごとに教材費の経理の記録はあるものの、給食費を含め、学校全体としての金銭出納簿が作成されていなかった。給食費に関しては、石神井南中学校は南が丘中学校で調理した給食を受け取る、いわゆる親子方式の子校であり、給食経理は 2 校分まとめて南が丘中学校が行っている。

学校徴収金の管理状況について、チェックシートによる教育委員会への 4 半期ごとの報告は行われていたが、形骸化していたといわざるを得ない。

一方、区の監査による学校監査は概ね 4 年に 1 度、また、教育委員会による学校経理事務等実地調査は毎年概ね 20 校実施していたが、重複して実施した学校もあり、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間、これらは、行われていない状況であった。

着服をした本人は、事務処理能力が高く、校長をはじめ教職員からの厚い信頼を得ており、実質的に学校徴収金に関する会計事務を一手に担っていた。

(2) 関町小学校

関町小学校では校長印（公印）を無断で押印し、銀行口座から現金を引き出すための伝票を作成して着服している。校長印は施錠可能な校長の机の引き出しで管理されていたが、銀行口座以外の用途も含め使用頻度が高い公印であるため、日中は施錠されていない状況にあった。

また、石神井南中学校と同様に、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間、区の監査および教育委員会による実地調査の対象校とはなっていなかった。

5 学校徴収金緊急実地調査および現場視察

教育委員会事務局は、平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 7 月 15 日にかけて、28 名（14 チーム）で、区立小中学校および幼稚園（全 102 校（園））に対し、学校徴収金緊急実地調査を行った。結果、紛失や着服はなかったが、以下のとおり、学校徴収金に係る執行体制にばらつきがある他、複数の学校において事務手続き上の不備を確認した。

(1) 学校徴収金に係る執行体制について

区立小学校 65 校中、給食費および教材費を保護者から学校口座に入金するにあたって、口座振替で行っている学校は、9 校であった。また、ほとんどの小学校で、教材費の執行管理は教員が行っていた。

区立中学校 34 校中、給食費および教材費については、全校、口座振替で行っていた。また、18 校で、教材費の執行管理を教員が行っていた。

幼稚園 3 園においては、教材費を現金で集金し、執行管理は教員が行っていた。

(2) 学校徴収金の管理方法等について

複数の学校で、現金出納簿を作成せずに、通帳に鉛筆書きで代用している他、記入ミス、校長の確認もれ等があった。

教材費を現金で集金している小学校の多くで、教材費の年間予算を作成せず、必要に応じて、学年だより等で、保護者に対し、周知していた。

今回の学校徴収金緊急実地調査において判明した事務手続き上の不備について、教育委員会事務局は、準公金管理定期モニタリング等の際に、再調査を行い、改善状況を確認する必要がある。

さらに、本委員会においては、委員長および一部委員が、石神井南中学校および関町小学校に対し、現場視察を行った。結果、石神井南中学校においては、本人が実質的に全ての口座を管理している状態にあったとの報告を受けた。また、事務室内において、都費事務職員のチェックを受ける状態でなかったことを確認した。さらに、石神井南中学校および関町小学校での聞き取りを通じて、教職員にとって学校徴収金取扱の手引きはなじみの薄いものであるとの印象を受けた。

6 学校事務職員へのヒアリング

当委員会では、事件の原因究明および再発防止のため、第二回学校徴収金着服事件調査委員会（平成28年7月21日開催）において、学校事務職員に対してヒアリングを行った。ヒアリングでは、本事件の原因の一つである、本人を信頼し、会計処理を任せきりにしていたため、多年にわたり不正に気付くことが出来なかったことへの対策として、事務室内の相互チェックを機能させる仕組み等について意見交換がなされた。その中で、本事件は、本人が関町小学校に異動したのちに、発覚したことから、事務職員同士で、定期的に事務分担を見直すことが、再発防止策として考えられるという意見があった。一方、多岐にわたる学校事務の中で、非常勤職員である学校事務補助員に担わせることのできる事務は限られるため、定期的な事務分担の見直しは困難ではないかとの意見もあった。また、学校事務補助員の定期的な配置換えを行うことが、事件防止の観点からは有効な手段ではないかとの意見があった。一方、非常勤職員の任用条件や学校事務全体の円滑な実施等を考えると一律に基準を定めて実施することは困難ではないかとの意見もあった。結果、学校現場における会計処理で大切なことは、職務上の役割を明確化した事務処理手順を定め、相互チェック体制を構築することであると確認した。

7 着服事件に係る原因分析

上記2から6に基づき行った、本事件の原因分析は以下のとおりである。

学校徴収金取扱の手引きは校長含め学校全体に浸透しておらず、手引きに規定する手続きや管理用マニュアルを遵守していなかったこと。

石神井南中学校では、学校長が本人を信頼し、会計処理を本人に任せきりにしていたため、実質的に本人が学校徴収金に関する会計処理を一手に担っていた。このことにより、学校現場における相互チェック体制が機能せず、多年にわたり不正行為に気付かなかったこと。

関町小学校では、前述の着服事件の概要にあるように、校長印（公印）を無断で押印して引き出し用の伝票を作成し、当該口座から現金を引き出した、との教育委員会からの報告を踏まえると、印鑑管理に問題があったこと。

教育委員会では、学校から年4回提出されるチェックシートにより学校徴収金の点検を行っていたものの、根拠ある資料添付を求める等の確認が不十分であったこと。

教育委員会による実地調査や準公金管理定期モニタリングの実施体制が不十分であったこと。

教育委員会は、教職員に対して、手引きや管理用マニュアル等に基づく会計処理の周知が不十分であったこと。

以上のことから、本事件は、特に石神井南中学校において、校長が管理用マニュアルや学校徴収金取扱の手引きに基づいて、当座預金口座残高を確認していれば防げたはずであり、一義的な責任は学校長にあると考えられる。一方、教育委員会の再発防止の取組についても、学校徴収金取扱の手引きおよび管理用マニュアルの周知と、手引きに基づいた事務処理を徹底できておらず、すべての学校の金銭管理状況を実地調査等によって確認していなかった。これらのことを踏まえると、教育委員会には事件の再発について防止できなかつたことに対する責任があると指摘せざるを得ない。

8 事件の再発防止策

事件の原因分析を踏まえた再発防止策として、学校現場および教育委員会における相互チェック体制の強化や学校徴収金取扱の手引きを分かりやすく改訂することが考えられる。これらの対策については直ちに実施するべきである。しかし、これらの方法は、平成 25 年の学校徴収金着服事件後に、教育委員会が実施してきた対策でもあり、結果として、本事件を防ぐことが出来なかった事実を考えると、従前の再発防止策を強化するという手法だけでは、十分ではないと考える。本事件の再発防止策については、直ちに実施する対策に加え、抜本的対策として教職員が現金を取り扱わず会計処理を行うシステムを導入する必要がある。

(1) 直ちに取り組む再発防止策について

学校徴収金取扱の手引きは校長含め学校全体に浸透しておらず、手引きに規定する手続きや管理用マニュアルを遵守していなかったこと、について

[対策]

現在の学校徴収金取扱の手引きの内容は詳細にわたるため、学校運営全般に渡る管理監督責任者である校長にとって、その全てを把握することは困難であると考えられる。そこで、より分かりやすい手引きとするため、校長が確認すべき部分に下線を引く、図示する、簡易版の手引きを作成するなどの工夫を行うべきである。

石神井南中学校では、学校長が本人を信頼し、会計処理を本人に任せきりにしていたため、実質的に本人が学校徴収金に関する会計処理を一手に担っていた。このことにより、学校現場における相互チェック体制が機能せず、多年にわたり不正行為に気付かなかったこと、について

[対策]

学校徴収金管理については、管理職と職員間または職員同士の良好なコミュニケーションを構築しながら都費事務職員と学校事務補助員とが相互にチェックするよう、事務処理手順を規定するべきである。

また、学校事務補助員の配置換えについては、現在も、一部実施しているところである。一方、本事件のように、校長や教員からの評価が高い職員であったとしても配置換えの対象となるよう、学校事務補助員の配置方法を検討すべきである。

関町小学校では、前述の着服事件の概要にあるように、校長印（公印）を無断で押印して引き出し用の伝票を作成し、当該口座から現金を引き出した、との教育委員会からの報告を踏まえると、印鑑管理に問題があったこと、について

[対策]

現在の学校徴収金取扱の手引きでは、準公金口座の使用印鑑を公費口座と別にするとともに、印鑑の管理は校長自ら行うこと、と規定している。その結果、準公金である学校徴収金を管理する口座の印鑑を校長印（公印）としている学校が存在しており、管理方法も厳重に保管することとしているものの、各校長判断となっている。まず、校長印（公印）は、会計処理だけでなく、使用頻度も高いことから、銀行印とするには適当ではないと考えられる。現在、校長印（公印）を使用している学校は、専用銀行印に変更する必要がある。また、印鑑の管理方法については、例えば、校長・副校長以外には暗証番号がわからない場所に保管するなど、具体的な方法を学校徴収金取扱の手引きで規定する必要がある。

教育委員会では、学校から年4回提出されるチェックシートによる学校徴収金の点検を行っていたものの、根拠ある資料添付を求める等の確認が不十分であったこと、について

[対策]

現在の学校徴収金取扱の手引きでは、チェックシートを4半期ごとに教育委員会に提出させることを規定しているが、出納簿や口座残高を証明する書類の提出は求めている。チェックシートと合わせて、出納簿や口座残高を証明す

る書類などを提出するよう手引きを改訂し、教育委員会でも確認を行うべきである。

教育委員会による実地調査や準公金管理定期モニタリングの実施体制が不十分であったこと、について

[対策]

事件があった石神井南中学校および関町小学校では、平成 25 年度～平成 27 年度の 3 年間、結果として、区の監査および教育委員会による実地調査は行われていなかった。同様の小中学校は両校含め 8 校あるとのことである。平成 27 年度までは、準公金管理定期モニタリングも実施校は 5 校程度であるなど、金銭管理状況を確認する体制が不十分であったと言わざるを得ない。今後は、教育委員会事務局における確認体制を強化すべきである。具体的には、毎年度の実地調査実施数を増加させるほか、必要に応じた抜き打ち実地調査も効果的な方法であると考えられる。また、これまでは、監査、実地調査、準公金管理定期モニタリングの実施校が重複している場合もあり、事件防止の観点から考えると効率的ではなかったのではないかと考えられるため、教育委員会は実施校の選定方法を工夫する必要がある。

さらに、現場視察において、インターネットバンキングの利用方法が学校現場に知られていないとの報告を受けた。練馬区準公金管理ガイドラインによると、振替口座、当座預金口座など通帳ではなく伝票方式により入出金を管理する場合には、インターネットバンキングなどにより随時口座残高が確認できる措置を講ずるものとする、と規定している。本事件を受け、教育委員会が主体となり、石神井南中学校および関町小学校を含め、当座預金口座を使用している学校全てについて、インターネットバンキングの手続きを行ったため、現時点では、学校現場に周知が図られていると考えられる。しかし、現在の学校徴収金取扱の手引きでは、インターネットバンキングで残高を確認する旨の記載がない。早急に、確認の仕方を具体的に記載するなど、手引きを改訂すべきである。

教育委員会は、教職員に対して、手引きや管理用マニュアル等に基づく会計処理の周知が不十分であったこと、について

[対策]

現在、教育委員会では、毎年、練馬区立小中学校に新たに勤務する事務職員を対象に、サービスおよびパソコンでの財務会計処理に関する研修を実施しているとのことである。また、本年 8 月には、新規に事務職員向けの悉皆研修を行うとのことである。今後は、事務職員だけでなく、校長・副校長に対しても改訂した学校徴収金取扱の手引き等を用いて、本事件の手口等、実例を踏まえた学校徴収金の管理方法などについての研修を行うべきである。さらに、会計上のポイントとなる時期(年度当初や年度末等)に確認すべき事項等の周知を図り、学校現場における会計処理をサポートする必要がある。

(2) 抜本的な再発防止策について

本事件の抜本的な再発防止策として、最も有効な方法は、教職員が現金を取り扱わずに会計処理ができる「(仮)学校徴収金管理システム」を導入することである。システム導入は事件防止だけでなく、教員の負担軽減にもつながり、教員が児童生徒と向き合う時間を確保する効果が期待できる。このシステムは、他自治体でも導入実績がほとんどないシステムであるが、費用対効果に留意し、早急に導入できるよう努めるべきである。また、学校現場においては、システム導入にあたり、教材費に関する年間予算を年度当初に作成し、会計事務をこれまで以上に計画的に行う必要があるため、教職員の理解と協力が必要となる。教育委員会は、学校との緊密な協力体制を築きながら指導力を発揮して可能な限り早急にシステムを構築し、実施を実現されたい。

9 おわりに

平成 25 年に発生した生活保護預り金紛失事件や学校徴収金(給食費)着服事件等を受けて、区では準公金の取扱いに関する統一的な基準として「練馬区準公金管理ガイドライン」を定めた。

庁内の関係部署が、このガイドライン等に基づき職場の実情も加味して、自ら最適な管理体制の構築に努め、現金管理の縮小やチェック体制の強化などの成果を挙げる中、今回の事件が発覚した。

ガイドライン等の現場への適用を担う教育委員会と、学校徴収金等の準公金を管理する学校現場とが物理的に分かれているという難しさはあるが、本報告で示した新たな再発防止策を実効あるものとしていくうえでも、教育委員会は学校現場の実情を十分に把握し、両者が一体となって真剣に取り組を進めてほしい。

本事件により、教育委員会および学校現場が失った児童生徒および保護者の信頼を取り戻すことは容易なことではない。信頼回復のために、教育委員会および学校現場は危機意識を忘れず、今度こそ再発防止策を着実に実施し、二度とこのような事件を発生させないことを強く望むものである。

[検討経過]

平成 28 年 7 月 7 日 第 1 回練馬区学校徴収金着服事件調査委員会

- ・委員長選出
- ・学校徴収金着服事件の概要
- ・学校徴収金着服事件の原因分析
- ・学校徴収金管理システム（イメージ図）

平成 28 年 7 月 21 日 第 2 回練馬区学校徴収金着服事件調査委員会

- ・第 1 回練馬区学校徴収金着服事件調査委員会における主な意見について
- ・練馬区学校徴収金着服事件調査委員会委員現場視察報告について
- ・学校事務職員ヒアリングについて
- ・学校徴収金管理緊急実地調査結果について

平成 28 年 8 月 18 日 第 3 回練馬区学校徴収金着服事件調査委員会

- ・再発防止策案について
- ・学校徴収金管理システム（イメージ図）について
- ・練馬区学校徴収金着服事件調査委員会報告（骨子案）について

平成 28 年 8 月 25 日 第 4 回練馬区学校徴収金着服事件調査委員会

- ・練馬区学校徴収金着服事件調査委員会報告（案）について

[構成員]

- 委員長 鷲田 功（会計管理室長）
- 副委員長 堀 和夫（教育委員会事務局 こども家庭部長）
- 委員 小貫 裕文（公認会計士 準公金管理対策委員会委員）
- 委員 福地 元彦（行政書士 保健福祉サービス苦情調整委員）
- 委員 土屋 信行（開進第三小学校長 小学校校長会会長）
- 委員 松丸 晴美（石神井西中学校長 中学校校長会会長）